

セーフティネット保証2号、5号（様式例集）

セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書）		
認定基準		申請様式
通常の認定基準 （ALPS処理水の海洋放出）	ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国等の諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入規制措置等を行っている諸外国の事業者と、直接または間接的に一定程度の取引を行っており、事業活動を20%以上依存している中小企業者 かつ 、ALPS処理水の海洋放出が開始された令和5年8月24日以降のいずれか1か月間の売上高等が前年同月比▲10%以上 かつ 、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の実績または見込みが前年同月比▲10%以上	①-イ-(1)（直接的） ①-イ-(2)（創業者、事業活動の制限前に売上高等を計上している期間がある、直接的） ①-イ-(3)（創業者、事業活動の制限前に売上高等を計上している期間がない、直接的） ①-ロ-(1)（間接的） ①-ロ-(2)（創業者、事業活動の制限前に売上高等を計上している期間がある、間接的） ①-ロ-(3)（創業者、事業活動の制限前に売上高等を計上している期間がない、間接的）

セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書）

※営んでいる事業が全て信用保証指定業種に属する事業の方は各区分①の様式を、

信用保証指定業種と指定業種以外に属する事業を兼業されている方は各区分②の様式をお使いください。

認定基準		申請様式
売上高要件（通常の認定基準）	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近3か月の売上高が前年同期と比較し▲5%以上	(イ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近3か月における指定業種の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高が前年同期と比較し▲5%以上	(イ-②)
売上高要件（創業者等用に運用緩和） ※業歴1年3か月未満の事業者で、 前年以降の店舗増加等の理由により、 前年の売上高等と比較できない方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近1か月の売上高がその直前の3か月間の月平均売上高と比較し▲5%以上	(イ-③)（創業者等用）
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近1か月間における指定業種に属する事業の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、全体と指定業種に属する事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高と比較し▲5%以上	(イ-④)（創業者等用）
原油高要件 ※製品等原価のうち20%を占める原油等の 仕入価格が20%以上上昇しているが、 製品等価格に転嫁できていない方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 (1)-(3)に該当 (1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 (2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比較して20%以上 (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている	(ロ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近1か月における指定業種に属する事業の売上原価が全体の売上原価の20%以上、かつ、(1)-(3)に該当 (1) 全体と指定業種のそれぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 (2) 指定業種の最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月に比較して20%以上 (3) 全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている	(ロ-②)
利益率要件 ※為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにも できない外的要因による原材料費や人件費等の増加 を受けた利益率の減少が生じている方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して▲20%以上	(ハ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近3か月における指定業種に属する事業の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、全体と指定業種に属する事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して▲20%以上	(ハ-②)